

嘉手納基地沖上空における軍用機の接触事故に対する意見書

報道によると、本年11月2日、米海兵隊岩国基地所属部隊は、2016年4月に嘉手納基地沖の上空で接触事故を起こしながら公表もせず、正式な調査も見送っていたことが、米軍の報告書で分かった。

2016年4月28日にF A-18戦闘攻撃機が別部隊所属のK C-130空中給油機と嘉手納基地沖で接触し、給油ホースを引きちぎる事故を起こした後、2機は嘉手納基地へ順次着陸した。米軍は、通報手続を定めた日米合意の対象にならないとしているが、河野防衛大臣は、県民の安全に影響を与える重大な事案になり得たことや、在日米軍所属部隊による事故だったこと、事故機が嘉手納飛行場に帰投していることを挙げ、「日本側に情報提供されてしかるべき事案だった」、「通報がなかったのはルール違反」などと米側の対応を疑問視した。一步間違えれば重大事故になりかねず、嘉手納基地周辺住民は、不安な生活を余儀なくされ看過できるものではない。

米軍の報告書では、6人が犠牲になった昨年12月の高知県沖の墜落事故と状況が酷似しており、「同事故を調査していれば、高知県沖での事故は防げた可能性がある」と内部批判している。また、手放しの操縦や部隊内の薬物乱用など重大事故につながりかねない規律違反が横行している実態も明らかになり、米軍の事件や事故に対する認識の甘さの証左であり、強い憤りを禁じ得ず、同事故の調査や通報体制に対し、米軍の一方的な解釈での運用は決して認めることはできない。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 通報基準を明らかにし、事故原因の究明及び公表を速やかに行わせること。
- 2 全ての事件・事故を公表させること。
- 3 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、機能移転・訓練移転を図らせること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 全ての在沖米軍基地を整理縮小・撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月19日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長